

『2026年度 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金』募集要項

2025年5月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この奨学金は、向学心がありながら経済的な理由により就学が困難な岐阜県の交通遺児に対し、給付型奨学金による高校進学支援を行い、次世代を担う人材の育成を図ることを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務ありません。また、他の奨学金制度との併用受給も可能です。

2. 応募資格

学校教育法による岐阜県内の中学校に在学し、2026年3月卒業見込みで、2026年4月に全日制の高等学校・中等教育学校4年次・高等専門学校1年次・専修学校（高等課程）への進学予定者で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由（世帯年収400万円以内）により、奨学援助を希望する者としてします。（進学先は全日制であることとし、県外や私立でも構いません。）

但し、次の条件をすべて満たしていること。

（1）交通遺児であること。

（2）本人の父または母の収入合計が年収400万円以内であること。

（上記の適用範囲や証明方法については、「6. 補足」欄を参照）

3. 応募方法

募集期間：2025年6月2日～2025年10月16日（必着）

応募書類一式（受付は郵送のみとし、送付された書類の返却はしません）		
1）願書	指定書式	願書「2026年度 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金願書」にQRコードが記載されています。説明に従って、①個人情報のWEB登録、②願書記入の順に進めてください。
2）成績証明書		・第1学年と第2学年の成績が証明されているもの （第3学年の成績表示については求めません。） ・2025年6月2日以降に発行されたもの（通信簿等は不可）
3）課税証明書		父または母の収入を確認します。※詳細は6. 補足を参照
4）戸籍謄本		・申請日の3ヶ月以内発行のもの 保護者等との関係、及び保護者等の死亡日の確認をします。 「現在の戸籍謄本」で死亡日が確認できない場合は「改正原戸籍謄本」も必要です。
5）交通事故証明書		原本またはコピーが必要です。（証明書の発行日は不問）

指定書式は当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

※交通事故が相当以前で交通事故証明書が受けられない場合は、次の方法で確認します。

- ① 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）
- ② 交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの（写し可）
- ③ 在学学校長、または、民生委員による証明

4. 採用人数

2026年度の奨学生は原則として**3名程度**を採用する。

5. 給与期間・給与額

支給対象となる学校への進学後、支給開始から3年間(36ヶ月)において、以下の金額を支給します。
(高等専門学校など5年制の場合も3年間までの支給となります)

- i. 入学一時金 5万円(入学時4月末に振り込みます)
 - ii. 月次給付金 2万円(毎年4月と10月の半期ごとに6ヶ月分をまとめて振り込みます)
- i + ii = 3年間 総合計77万円

6. 補足

交通遺児であることの判断基準	
①交通遺児の範囲	1) 道路上での交通事故により死亡もしくは重度の後遺障害者となり就労が困難な保護者(主に父親か母親)の子女とする。 2) 交通事故での障害が主因で後年死亡した場合も遺児とする。
②重度の後遺障害の適用範囲	自賠責保険での後遺障害適用 別表1及び別表2の第1等級から第7等級までとする。
③交通事故の該当有無の判断	交通安全センター発行の交通事故証明書により判定する。

収入合計の算定について 交通事故に係る配偶者の遺族年金や障害年金の支給額、祖父母の年収は含めません	
①算定基準	本人の父または母の年収を合算して400万円以内であること。
②収入の証明	課税証明書(無収入の場合は非課税証明書)の提出。(源泉徴収票などで代用することはできません)
③課税証明書 (全項目証明)	発行する自治体によって書式の名称が異なる場合があります。 「2024年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの」を申請してください。

7. 支給継続資格

1) 在学証明書の提出 (学年又は履修状況が分かるもの)	支給開始年度より、毎年2回(4月と9月)提出する。 ・毎年4月に進級していることが条件です。 ・退学・停学及び全日制以外への通学は支給終了します。
2) 近況報告書の提出	学年末3月に作成したものを翌月4月に提出する。(様式不問) ・4月の在学証明書の郵送時に同封してください。
3) 卒業証明書と作文の提出	卒業年度の3月中に、次の2点を提出する。 ①卒業を証明する書類(卒業証書のコピーで代用可) ②作文(原稿用紙1枚以上)

※進級を伴わない長期の海外留学や、病気や怪我を理由とする休学については、速やかに事務局に申し出て所定の手続きをしてください。留学・休学期間中は月単位で支給停止とし、復学後に支給再開します。

※応募時点の戸籍謄本の内容に変更が生じた場合は、速やかに最新の戸籍謄本を提出してください。

※交通遺児の父または母が支給開始後に婚姻した場合、夫妻の世帯収入の合計が応募基準内であれば支給を継続します。

□選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

なお、2025年11月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

□奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

願書等の郵送先・この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金担当

TEL 03-5425-4201 E-mail : info@kosuikyo.com 問い合わせ対応時間：平日の10：00～17：00

